|  |  |
| --- | --- |
| 施設の名称 |  |

**常勤換算計算書**

**①就業規則における１か月の勤務時間数**

　(A)　　　　　　　時間／月

**②非常勤職員の勤務時間数**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 氏名 | 計算式  例）5時間／日×12日＝60時間、20時間／週×4週＝80時間 | １か月の  勤務時間数 | |
| 1 |  |  |  | |
| 2 |  |  |  | |
| 3 |  |  |  | |
| 4 |  |  |  | |
| 5 |  |  |  | |
| 6 |  |  |  | |
| 7 |  |  |  | |
| 8 |  |  |  | |
| 9 |  |  |  | |
| 10 |  |  |  | |
|  | 計 | | (B) |  |

**③常勤換算の計算**

　(B)　　　　　　÷　(A)　　　　　　＝　(C)　　　　　人

　\*(C)の値を、別添３　２職員配置の常勤換算した数に入力してください。

**常勤換算の考え方**　「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」

**＜対象となる職員＞**

１ 常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義について

最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。

① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者

② 上記以外の者であって、１日６時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの

**＜常勤換算＞**

①・②に該当しない従事者を配置基準等の定数の一部に充てる場合は、以下の通り、常勤職員数に換算することとします。

**＜常勤換算値を算出するための算式＞**

短時間勤務の教育・保育に従事する者及び常勤の教育・保育に従事する者以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計　**÷**　各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の１か月の勤務時間数　**＝**　常勤換算値